新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款  第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）  （運送の引受け）  第 3 条　　当社は、次条、第４条の２第２項、第４条の４第２項又は第４条の５第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第 ４ 条　　（略）  第 ４ 条の２　　当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。  　２　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めます。旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、旅客が降車するまでの運賃及び掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。  第 ４ 条の３　 （略）  第 ４ 条の４　　旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為（以下、「ハラスメント」という。）をいう。）を差し控えていただきます。  ２　 ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。  第 ４ 条の５　運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができます。  ２　前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。  ３　当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。  第 ５ 条　～　第10条　（略） | 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款  第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）  （運送の引受け）  第 3 条　　当社は、次条又は第４条の２第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第 ４ 条　　（略）  第 ４ 条の２　　当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。  　２　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。  第 ４ 条の３　 （略）  （新設）  （新設）  第 ５ 条　～　第10条　（略） |